

「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」ロゴマーク使用基準

第1 趣旨

「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を広くPRするために小樽市が作成したものであり、次のとおり使用の基準（以下「使用基準」という。）を定めます。

第2 ロゴマークの使用基準等について

（1）ロゴマークは、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、使用基準に従い、事前に届出をしていただいた上で、無償で使用することができます。ただし、次のような使用することはできません。

- ① 小樽市の信用又は品位を害すると認められる場合
- ② 消費者の利益を害すると認められる場合
- ③ 事業、商品またはサービスの品質を保証するものとして使用する場合
- ④ 特定の政治活動（選挙運動を含む）、思想、宗教または募金等の活動と結びつけて使用する場合
- ⑤ 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ⑥ 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- ⑦ 前各号のほか、小樽市長が適当でないと認めた場合

（2）使用に当たっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとして、小樽市は一切の責任を負いかねます。

第3 ロゴマークの使用手続きについて

（1）ロゴマークを使用しようとする者は、使用開始2週間前までに「使用申請書（別紙様式1）」を小樽市産業港湾部観光振興室へ提出してください。ただし、以下の者は、届出不要とします。

- 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関

（2）申請書の内容を審査の上、使用の可否について「使用承諾書（別紙様式2）」により通知します。

第4 ロゴマークの使用についての注意事項

使用者は、別添の「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」ロゴマーク・デザインマニュアルに基づく他、次に掲げる事項を遵守してください。

- （1）ロゴマークを使用する権利は、第三者に譲渡し、又は転貸しないでください。
- （2）ロゴマークに関する著作権は、小樽市に帰属し、使用者が当該ロゴマークを自己のものとして、商標又は意匠として使用・登録することはできません。

第5 不適正な使用に対する措置

使用基準に違反した場合は、使用者に対し、使用の中止を求めるものとします。

附則 使用基準は、令和3年3月31日から施行する。